

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年2月 27 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2400922 号
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（厚）第 2400118 号

第 1 結論

請求者の A 社における令和 3 年 12 月 10 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

令和 3 年 12 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和 3 年 12 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 男
基礎年金番号 ；
生 年 月 日 ； 昭和 50 年生
住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； 令和 3 年 12 月 10 日

A 社から支払われた請求期間の賞与について、標準賞与額が、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された「役員賞与（事前確定届出給与）」により、請求者は、請求期間に同社から 300 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額 150 万円（上限額）に基づく厚生年金保険料（13 万 7,250 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に對し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 6 年 10 月 21 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2400923 号
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（厚）第 2400119 号

第 1 結論

請求者の A 社における令和 3 年 12 月 10 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

令和 3 年 12 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和 3 年 12 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 男
基礎年金番号 ；
生 年 月 日 ； 昭和 53 年生
住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； 令和 3 年 12 月 10 日

A 社から支払われた請求期間の賞与について、標準賞与額が、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された「役員賞与（事前確定届出給与）」により、請求者は、請求期間に同社から 300 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額 150 万円（上限額）に基づく厚生年金保険料（13 万 7,250 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に對し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 6 年 10 月 21 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2400924 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2400120 号

第 1 結論

請求者の A 社における令和 3 年 12 月 10 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

令和 3 年 12 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和 3 年 12 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 3 年 12 月 10 日

A 社から支払われた請求期間の賞与について、標準賞与額が、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された「役員賞与（事前確定届出給与）」により、請求者は、請求期間に同社から 300 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額 150 万円（上限額）に基づく厚生年金保険料（13 万 7,250 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に對し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 6 年 10 月 21 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2400994 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2400121 号

第 1 結論

- 1 請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 12 年 3 月 21 日から平成 20 年 4 月中旬まで
② 平成 17 年 9 月 5 日から平成 20 年 4 月下旬まで

A 社に代表取締役として勤務した請求期間①及び B 社に監査役として勤務した請求期間②に係る厚生年金保険の加入記録がない。

A 社及び B 社は、それぞれ法人登記し、厚生年金保険に加入しており、請求期間①及び②に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A 社に係る商業登記の記録により、請求者は、請求期間①において、同社の代表取締役であったことが確認できるところ、請求者から提出された制作日程表等の資料及び同社の元役員の陳述により、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、請求者は、A 社に係る資料は処分しており、残っていない旨陳述していることから、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、A 社の厚生年金保険に係る届出について、税理士事務所に任せていた旨陳述しているところ、請求者及び上述の元役員は、当該税理士事務所の名称及び所在地等を覚えていないことから、当該税理士事務所に照会することができず、同社の請求期間①における

厚生年金保険に係る届出について、確認することができない。

加えて、請求者は、A社の従業員についても、厚生年金保険に加入させていた旨陳述しているところ、請求者は、同社の従業員の氏名を覚えておらず、従業員への照会が行えないものの、回答があった上述の元役員は、経理担当だったと記憶する者に厚生年金保険について尋ねたが、何も分からないと言っていた旨陳述しており、同社の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

- 2 請求期間②について、B社に係る商業登記の記録により、請求者は、請求期間②において、同社の監査役であったことが確認できるところ、請求者から提出された制作日程表等の資料及び同社の元同僚の陳述により、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、B社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、請求者は、B社の代表取締役は妻であったが、自身が経営全般を管理していた旨回答しているところ、同社に係る資料は、処分しており、残っていない旨陳述していることから、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、B社の厚生年金保険に係る届出について、税理士事務所に任せていた旨陳述しているところ、請求者及び同社の元同僚は、当該税理士事務所の名称及び所在地等を覚えていないことから、当該税理士事務所に照会することができず、同社の請求期間②における厚生年金保険に係る届出について、確認することができない。

加えて、請求者は、B社の従業員についても、厚生年金保険に加入させていた旨陳述しているところ、請求者は、同社の従業員の氏名を覚えておらず、従業員への照会が行えないものの、回答があった同社の元同僚は、経理担当だったと記憶する者に厚生年金保険について尋ねたが、何も分からないと言っていた旨陳述しており、同社の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

- 3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。